

## 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

### 1 制度の現状・背景

- (1) 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、子どもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通える（子どもを預けられる）ような環境を整備していく必要がある。
- (2) 児童養護施設等や障害者施設、高齢者施設については、職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが設けられているところ、保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要がある。

### 2 改正内容

- (1) 保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等（※）を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、次の規定を設ける。
  - ア 虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
  - イ 都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
  - ウ 都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
  - エ 都道府県による虐待の状況等の公表
  - オ 国による調査研究 等

※児童福祉法等：児童福祉法、認定こども園法、学校教育法、児童虐待防止法、こども性暴力防止法
- (2) もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下の施設・事業を、通報義務等の対象として追加する。

#### 【対象施設・事業】

保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

※上記の網掛け施設・事業は、市町村が子ども・子育て支援法に基づく指導監督権限を有している場合、所管行政庁となり、虐待の通報に対する対応が必要となる。

### 3 児童福祉法の改正の施行期日

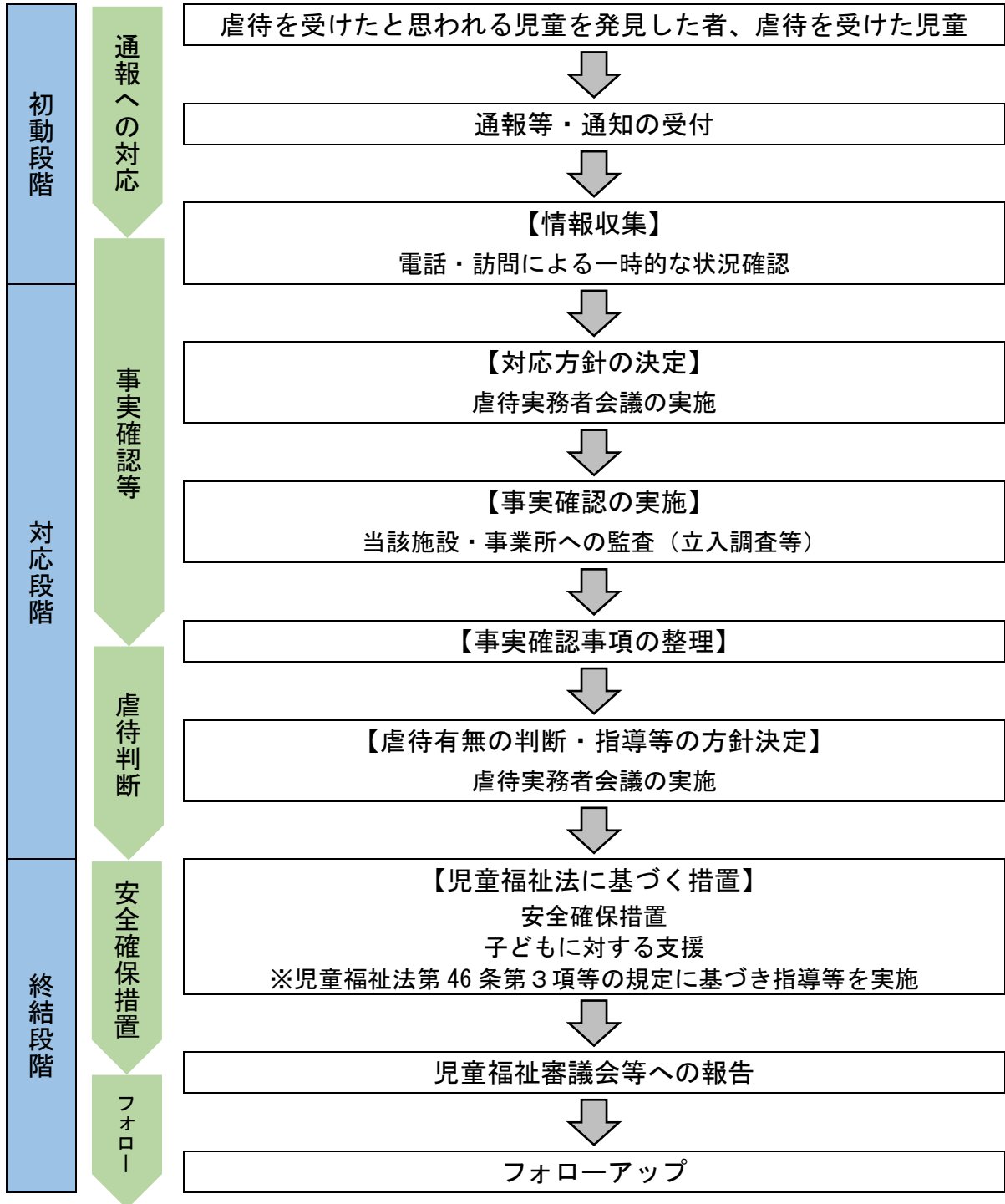
令和7年10月1日

#### 4 対応フロー

虐待の通報がされた場合、所管行政庁は次のことを実施する必要がある。

- (1) 情報収集・事実確認
- (2) 虐待有無の判断・指導等の方針決定
- (3) 安全確保措置の実施・子どもに対する支援
- (4) 児童福祉審議会等への報告 等

##### ■施設・事業の所管行政庁が市町村の場合の具体的な対応



## 5 児童福祉審議会等への報告

所管行政庁は、虐待に関する事実確認や保育所等への指導等の措置を講じた場合には、都道府県児童福祉審議会や市町村児童福祉審議会へ報告しなければならない（改正児童福祉法第33条の15第1項）。なお、市町村児童福祉審議会を設置しない市町村にあっては、市町村児童福祉審議会の委員に相当する者（児童の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者であって措置の内容等に関し公正な判断をすることができるもの）をあらかじめ指定し、当該者に対して、講じた措置の内容等を報告する。

### 【児童福祉審議会等への報告事項】

- (1) 通報等がなされた保育所等の情報（名称、所在地、施設種別等）
- (2) 虐待を受けた（又は受けたと思われる）子どもの状況（性別、年齢、その他心身の状況）
- (3) 確認できた虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）
- (4) 虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職種
- (5) 所管行政庁において行った対応の内容
- (6) 虐待があった保育所等において改善措置が行われている場合にはその内容

⇒報告については、定期的開催する審議会の場で実施する他、重大な事案の場合や児童福祉審議会の委員が求めたときには、緊急に審議会を開催し、報告する。

## 6 虐待の状況の定期的な報告・公表

市町村は、毎年度、自らが所管行政庁である事業等に係る虐待の状況をはじめとする次の情報を都道府県に報告するとともに、都道府県は、毎年度、市町村から報告を受けた内容と、自らが所管行政庁である事業等に係る虐待の状況等の次の情報をとりまとめ、都道府県のウェブサイトにおいて公表する。

市町村が都道府県に報告する事項	都道府県が公表する事項
①被措置児童等虐待の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待を受けた子どもの状況（性別、年齢、心身の状態像等）</li> <li>・虐待の類型（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）</li> </ul> ②虐待に対して市町村が講じた措置 （報告聴取等、改善勧告、改善命令、事業停止命令等）           ③その他の事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等の種別</li> <li>・虐待を行った職員の職種</li> </ul>	①自らが所管行政庁である施設等に係る左記の①～③の内容 ②市町村から報告を受けた内容 （左記①～③）